

「新型コロナウイルス感染拡大防止のための活動基準」に関する補足事項

豊橋技術科学大学新型コロナウイルス感染症危機対策本部

現在本学は「豊橋技術科学大学の新型コロナウイルス感染拡大防止のための活動基準」(以下「活動基準」という)(https://www.tut.ac.jp/docs/20200416ki_jyun.pdf)における<レベル3>の状況です。

活動基準の内容を以下のとおりを補足しますのでご留意願います。

1. 出張等による居住地を離れての移動について(レベル3の場合)

(活動基準の考え方)

・活動基準レベル3以上の場合、国内における出張や私的な旅行に伴う移動は、海外渡航と同様に禁止します。

・活動基準レベル3以上の状況において、出張や私的な旅行に伴う移動に関し、特別な事情がある場合については、事前に所属長に相談してください。なお、仮に認められた場合についても、本学に通勤する居住地(豊橋市内等)に戻ってから2週間は自宅からの外出自粛・在宅勤務を求めますのでご留意願います。

(健康観察の実施)

・活動基準レベル3において、本学に通う居住地(豊橋市内等)に戻り、自宅待機中の間は個人で体温測定等健康状態について記録し、健康管理に留意するとともに、行動の内容(移動先での対面者、滞在時間、マスクの有無など)を記録しておいてください。

これは、仮に感染者や濃厚接触者になった場合、詳細な情報を保健所等から求められる際に備えるためですので、必ず行うようお願いいたします。

2. 構内入構への対応について(レベル3の場合)

・学生、教職員、学外者の大学施設の利用や校内の入構が原則禁止され、大学の機能を最低限維持するための入構等については認める形になります。

・大学の機能を最低限維持するための入構等については活動基準の別紙に記載されています。その他の場合は危機対策本部事務局(総務課総務係)までご相談ください。

・職務上の外部者との打ち合わせ等は、TV会議システム等で代替するなど工夫を行ってください。

・物品の発注等を行うことによって、配送業者等が入構することにつながることから、不要不急の発注等は行わないようお願いいたします。

・本学に来訪する機会の多い学外者に対しては、本学が原則入構を禁止していることを、
本学ホームページを引用する等して連絡をお願いします。

3. 教職員の勤務について

- ・教職員は活動基準を遵守し、教育研究活動や事務局業務を行ってください。
- ・教員については、活動基準に則り教育研究活動を行ってください。また、活動する際にも特に3密を招きやすい活動である会議や打ち合わせ等は、TV 会議等で行うことを原則としてください。
- ・職員については、活動基準に則り勤務体制を変更するなどし、感染拡大防止を第一に業務の継続を行ってください。

今後の状況の変化により、この補足事項は随時更新されることが想定されますので、
ホームページやメール等の連絡に注意してください。